解散公告（第三回）

当認可地縁団体は、平成二十四年三月十八日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十四日

愛知県豊田市花沢町ヲチ合三八の八〇

認可地縁団体花沢団地会

清算人　野口　努

公益信託羽咋市市民憲章推進基金第二十七期決算公告

一、事業概要

羽咋市において、羽咋市市民憲章推進基金が設置されたことから、今年度は事業を実施せず信託行為に基づき、この公益信託は平成二十四年七月十九日をもって終了し、同年八月二十八日当該基金に残余財産全額を寄附し、清算も完了した。

二、財産目録　平成二十四年七月十九日現在

資産合計　三四、六一五、八〇六円

負債合計　〇円

正味信託財産　三四、六一五、八〇六円

平成二十四年九月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託羽咋市市民憲章推進基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鉾田市下冨田九四三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鬼澤　市雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十四日

茨城県ひたちなか市南神敷台三一番地二六

相続財産管理人　司法書士　田中　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県印旛郡角田村六番地之内二、最後の住所千葉県印旛郡本埜村角田六番地二

被相続人　亡　杉並民治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十四日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング九階宏和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　隆

平成二十四年九月二十四日

事務所千葉市中央区中央四―一六―一　建設会館ビル一階　プライム法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永嶋久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺北四丁目五五二番地、最後の住所東京都杉並区高円寺北四丁目四〇番七号　被相続人　亡　杉原一二三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十四日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齋藤　浩貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区旭丘一丁目六二番地、最後の住所東京都練馬区旭丘一丁目六二番一一号

被相続人　亡　中嶋　征子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十四日

東京都文京区本郷四丁目一番六号ヴェルディ本郷八階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区大島二丁目二〇番、最後の住所東京都江東区大島二丁目二〇番一六―一四〇一号　被相続人　亡　渡邉　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十四日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング九階宏和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区北馬込二丁目四九番地、最後の住所東京都大田区上池台五丁目七番一七号　被相続人　亡　片庭　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十四日

事務所東京都新宿区西新宿七丁目一番七号新宿ダイカンプラザA館五〇七号室髙橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　康博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市北区引佐町谷沢一四番地、最後の住所浜松市東区有玉西町二一三五番地の三一マイライフ有玉西A―一

被相続人　亡　大霜　宗洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十四日

静岡県浜松市中区板屋町五二二番地ＭＹビル四階　佐々木法律事務所

相続財産管理人　伊藤　祐尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市杭瀬本町一丁目二七番地一、最後の住所兵庫県尼崎市杭瀬本町二丁目二〇番一号　被相続人　亡　上川　昌良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十四日

兵庫県西宮市産所町一四番五号ニュートンビル西宮三〇一号

相続財産管理人弁護士　中西　康友

第56期決算公告

平成24年9月24日

東京都葛飾区立石一丁目9番17号

彌生興業株式会社

代表取締役　井上　春子

貸借対照表の要旨

（平成24年4月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33,374
	固定資産	75,934
	合計	109,308
負純資債及び産の部	流動負債	1,330
	固定負債	13,928
	株主資本	94,050
	資本金	10,000
	利益剰余金	84,050
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	81,550
	（うち当期純損失）	（966）
	合計	109,308

第40期決算公告　平成24年9月21日

東京都渋谷区神宮前五丁目8番2号

株式会社日本看護協会出版会

代表取締役　日野原重明

貸借対照表の要旨（平成24年6月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,090
	固定資産	358
	合計	1,448
負純資債及び産の部	流動負債	267
	固定負債	8
	株主資本	1,173
	資本金	50
	利益剰余金	1,139
	（利益準備金）	（12）
	（その他利益剰余金）	（1,126）
	自己株式	△15
	合計	1,448

（注）当期純利益　30百万円

第37期決算公告　平成24年9月24日

仙台市宮城野区扇町5丁目3番38号

株式会社ジェー・シー・アイ

代表取締役　佐藤　隆雄

貸借対照表の要旨（平成24年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,178,754
	固定資産	481,038
	繰延資産	471
	合計	1,660,263
負純資債及び産の部	流動負債	807,402
	固定負債	451,264
	株主資本	404,358
	資本金	90,000
	利益剰余金	314,358
	利益準備金	4,955
	その他利益剰余金	309,403
	（うち当期純利益）	（23,488）
	評価・換算差額等	△2,761
	合計	1,660,263